資料３

ホテル、旅館における簡易ボイラー等使用時の一酸化炭素中毒事故防止に関する緊急調査結果の回収・集計について（依頼）

平成２１年７月３１日
原子力安全・保安院
液化石油ガス保安課
ガ　ス　安　全　課

１．経緯

○　平成２１年６月２日、山口県美祢市のホテルにおいて修学旅行のため滞在していた小学校の一行ら２２名が病院に搬送され、うち１名の学校随行カメラマンが死亡するという一酸化炭素中毒事故が発生しました。

○　今回の事故の重大さにかんがみ、原子力安全・保安院液化石油ガス保安課、ガス安全課では事故現場に専門家チームを派遣し、現地調査を実施するとともに、事故原因調査・再発防止検討委員会を設置し、原因調査及び再発防止について検討しましたが、現地調査において①ボイラーから高濃度の一酸化炭素が排出されていたこと、②排気筒（煙突）上部に蓋が取り付けられ排気ができない状況にあったことが事故の直接の原因であると推定されています。

（参考）６月２４日検討委員会資料　http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g90624a05j.pdf

○　今回の事故と類似の事故の再発を防止するため、７月２９日、厚生労働省を通じて、ホテル、旅館に対して緊急に簡易ボイラー等（注）の調査の要請及び注意喚起を行いました。調査の全体像は「簡易ボイラー等調査フロー図」（別紙１）に示す通りです。

（注）本注意喚起における「簡易ボイラー等」とは、労働安全衛生法における「簡易ボイラー」並びに「無圧式温水発生機」及び「真空式温水発生機」を指し、燃料の別（石油、ＬＰガス及び都市ガス）を問わない。

○　本緊急調査の実施にあたっては、同日付でガス事業者及びボイラーメーカーを通じて、ホテル、旅館の実施する緊急調査への協力及び注意喚起の要請も行っています。

２．依頼内容

○　ホテル、旅館への調査要請は当院より厚生労働省、都道府県及び政令市等の衛生担当部局、保健所を通じて行われます。

○　ホテル、旅館が記入した「緊急調査実施報告書」（別紙２）は、８月２４日までに、１燃焼器１報告書で保健所等から各監督部に提出されます。

○　そこで、各監督部におかれては、提出のあった緊急調査実施報告書により、都道府県、指定都市、中核市、政令市、特別区ごとの「ホテル・旅館における緊急調査報告集計表　集計表（個表）」及び監督部全体をとりまとめた「ホテル・旅館における緊急調査報告集計表　集計表（総括表）」（別紙３）を作成願います。

○　作成頂いた上記「ホテル・旅館における緊急調査報告集計表」を個表、総括表とも、４．提出先に電子媒体でご提出頂くようお願いします。

○　なお、本調査に係る参考資料として、当院から厚生労働省へ発出した文書（別紙４）、当院からガス事業者団体及びボイラーメーカー団体に発出した文書（別紙５）を添付いたします。

３．提出期限

平成２１年８月３１日（月）

４．提出先

原子力安全・保安院　液化石油ガス保安課
五十嵐（igarashi-makoto@meti.go.jp）
林崎（hayasaki-kiminori@meti.go.jp）
菊池（kikuchi-hayato@meti.go.jp）
※　３名あてご提出願います。

５．添付資料

別紙１・・・（調査の全体像）簡易ボイラー等調査フロー図
別紙２・・・（ホテル、旅館が記載する）緊急調査実施報告書
別紙３・・・（各監督部等で記載していただく）緊急調査報告集計表
別紙４・・・当省から厚生労働省への依頼文書
別紙５・・・当省からボイラーメーカー団体、ガス事業者団体への依頼文書

（参考）
参考１・・・産業保安監督部ＬＰガス担当課（厚生労働省へ提出）
参考２・・・報告対象都道府県等（産業保安監督部別）
参考３・・・旅館業法担当部署一覧（厚生労働省から入手）